

資料 3 2 - 2

郵便業務管理規程の変更の認可について

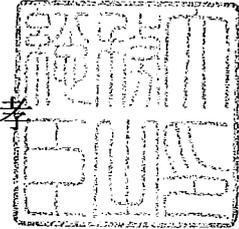
(諮問第1092号)



諮問第1092号
平成25年12月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第3項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

別紙

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号)	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号)	—	同上
一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。(法第70条第3項第3号)	—	同上
郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。(法第70条第3項第4号)	—	同上
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。(法第70条第3項第5号)	—	同上
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。(法第70条第3項第6号)		
郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。(郵	—	同上

審査基準	審査結果	理由
便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第30条第8項第1号		
法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。（同規則第30条第8項第2号）	—	同上
郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。（同規則第30条第8項第3号）	適	変更後の郵便切手等の金額の種類は、適切に定められていると認められる。
郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。（同規則第30条第8項第4号）	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。

(別添)

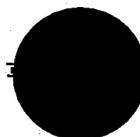


25-日郵第70号
平成25年12月2日

総務大臣
新藤 義孝 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

高橋



郵便業務管理規程の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第70条の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
平成26年3月3日
- 3 変更を必要とする理由
平成26年4月1日に消費税（地方消費税を含む。）の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、郵便料金の変更を行うことから、新たな料金に対応した郵便切手類の発行を行うとともに、旧料額となる郵便切手類や販売枚数が少ない料額の郵便切手類の廃止を行う必要があるため。

郵便業務管理規程新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																												
<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、3、5、10、20、30、50、70、<u>80</u>、90、100、110、120、130、140、<u>160</u>、<u>200</u>、<u>270</u>、<u>300</u>、<u>350</u>、<u>420</u>、500、1,000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書簡の料額印面</td> <td><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>航空書簡の料額印面</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特定封筒の料額印面</td> <td><u>350</u>、<u>500</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	金 額	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、 <u>80</u> 、90、100、110、120、130、140、 <u>160</u> 、 <u>200</u> 、 <u>270</u> 、 <u>300</u> 、 <u>350</u> 、 <u>420</u> 、500、1,000	郵便葉書の料額印面	<u>50</u>	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書簡の料額印面	<u>60</u>	航空書簡の料額印面	90	特定封筒の料額印面	<u>350</u> 、 <u>500</u>	<p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この章において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、<u>2</u>、3、5、10、20、30、50、<u>52</u>、70、<u>82</u>、90、<u>92</u>、100、110、120、130、140、<u>205</u>、<u>280</u>、<u>310</u>、500、1,000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td><u>52</u></td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書簡の料額印面</td> <td><u>62</u></td> </tr> <tr> <td>航空書簡の料額印面</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特定封筒の料額印面</td> <td><u>360</u>、<u>510</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則 (平成※※年※※月※※日 25-日郵第※※号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成26年3月3日（次項及び第4項において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この項及び次項において「郵便切手類」という。）であって、改正後の第4条に規定するものうち、改正前の第4条に規定するもの以外のものについては、会社は、前項の規定にかかわらず、施行日から起算して三月を超えない範囲内において会社が当該郵便切手類ごとに定める施行日後の日（次項において「特定発行日」という。）から発行することができるものとする。ただし、金額が52円及び82円である郵便切手並びに郵便葉書の料額印面については、会社がその責めに帰することができない事由により施行日において発行することができない場合に限る。</p> <p>3 改正前の第4条に規定する郵便切手類（改正後の第4条又は次項に規定するものを除く。）については、平成26年3月31日又は最後の特定発行日のうち、いずれか遅い日までの間は、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 金額が80円である郵便切手又は料額印面に表された金額が350円若しくは500円である特定封筒については、会社は、在庫状況その他の事情を考慮し、適当と認める場合には、改正後の第4条の規定にかかわらず、施行日の属する月の翌月の初日から起算して一年以内に限り、なお従前の例によることができる。</p>	種 類	金 額	郵便切手	1、 <u>2</u> 、3、5、10、20、30、50、 <u>52</u> 、70、 <u>82</u> 、90、 <u>92</u> 、100、110、120、130、140、 <u>205</u> 、 <u>280</u> 、 <u>310</u> 、500、1,000	郵便葉書の料額印面	<u>52</u>	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書簡の料額印面	<u>62</u>	航空書簡の料額印面	90	特定封筒の料額印面	<u>360</u> 、 <u>510</u>
種 類	金 額																												
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、 <u>80</u> 、90、100、110、120、130、140、 <u>160</u> 、 <u>200</u> 、 <u>270</u> 、 <u>300</u> 、 <u>350</u> 、 <u>420</u> 、500、1,000																												
郵便葉書の料額印面	<u>50</u>																												
国際郵便葉書の料額印面	70																												
郵便書簡の料額印面	<u>60</u>																												
航空書簡の料額印面	90																												
特定封筒の料額印面	<u>350</u> 、 <u>500</u>																												
種 類	金 額																												
郵便切手	1、 <u>2</u> 、3、5、10、20、30、50、 <u>52</u> 、70、 <u>82</u> 、90、 <u>92</u> 、100、110、120、130、140、 <u>205</u> 、 <u>280</u> 、 <u>310</u> 、500、1,000																												
郵便葉書の料額印面	<u>52</u>																												
国際郵便葉書の料額印面	70																												
郵便書簡の料額印面	<u>62</u>																												
航空書簡の料額印面	90																												
特定封筒の料額印面	<u>360</u> 、 <u>510</u>																												

切手の主な利用用途

現行券種	改正券種	利用用途の例
1円	1円	・第三種郵便物(50gごとに8円増)(新聞紙等及び心身障がい者団体発行以外)の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに6円増(新聞紙等))の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに3円増、5円増(心身障がい者団体発行))の組合せ用の切手
(新規)	2円	・現行の第一種定形郵便物の料金(25g以内80円)と消費税率8%後の料金(82円)との差額用 ・現行の第一種定形郵便物の料金(50g以内90円)と消費税率8%後の料金(92円)との差額用 ・現行の第二種郵便物の料金(50円)と消費税率8%後の料金(52円)との差額用 ・第三種郵便物(50gごとに8円増)(新聞紙等及び心身障がい者団体発行以外)の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに6円増(新聞紙等))の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに3円増、5円増(心身障がい者団体発行))の組合せ用の切手
3円	3円	・第三種郵便物(50gごとに8円増)(新聞紙等及び心身障がい者団体発行以外)の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに6円増(新聞紙等))の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに3円増、5円増(心身障がい者団体発行))の組合せ用の切手
5円	5円	・現行の第一種定形外郵便物の料金(150g以内200円)と消費税率8%後の料金(205円)との差額用 ・第三種郵便物(心身障がい者団体発行50g以内15円)の組合せ用の切手 ・第三種郵便物(50gごとに5円増(心身障がい者団体発行))の組合せ用の切手 ・第四種郵便物(通信教育(100g以内15円))の組合せ用の切手
10円	10円	・多様な組合せ用の切手 ・現行の速達郵便物の料金(270円)と消費税率8%後の料金(280円)との差額用 ・現行の簡易書留郵便物の料金(300円)と消費税率8%後の料金(310円)との差額用 ・第三種郵便物(心身障がい者団体発行50g以内15円)の組合せ用の切手 ・第四種郵便物(通信教育(100g以内15円))の組合せ用の切手 ・第四種郵便物(通信教育(100gごとに10円増))の組合せ用の切手 ・「現金書留」(損害要償額5000円ごとに10円増)用の組合せ用の切手
20円	20円	・多様な組合せ用の切手
30円	30円	・多様な組合せ用の切手
50円	50円	・多様な組合せ用の切手
(新規)	52円	・料金改定後の第二種郵便物の切手
70円	70円	・国際郵便の航空通常郵便葉書用の切手
80円	(廃止)	・料金改定前の第一種定形郵便物(25g以内)用の切手。料額改定のため廃止
(新規)	82円	・料金改定後の第一種定形郵便物(25g以内)用の切手
90円	90円	・国際郵便の航空通常定形郵便物(25g以内)第1地帯用の切手
(新規)	92円	・料金改定後の第一種定形郵便物(50g以内)用の切手
100円	100円	・多様な組合せ用の切手
110円	110円	・国際郵便の航空通常定形郵便物(25g以内)第2地帯用の切手 ・第四種郵便物(植物種子等(75g以内))用の切手
120円	120円	・第一種定形外郵便物(50g以内)用の切手
130円	130円	・国際郵便の航空通常定形郵便物(25g以内)第3地帯用の切手 ・第四種郵便物(植物種子等(100g以内))用の切手
140円	140円	・第一種定形外郵便物(100g以内)用の切手
160円	(廃止)	・特定記録郵便の特殊取扱料金用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止
200円	(廃止)	・料金改定前の第一種定形外郵便物(150g以内)用の切手。料額改定のため廃止
(新規)	205円	・料金改定後の第一種定形外郵便物(150g以内)用の切手
270円	(廃止)	・料金改定前の通常郵便物「速達」(250g以内)の特殊取扱料金用の切手。料額改定のため廃止
(新規)	280円	・料金改定後の通常郵便物「速達」(250g以内)の特殊取扱料金用の切手
300円	(廃止)	・料金改定前の通常郵便物「簡易書留」の特殊取扱料金用の切手。料額改定のため廃止
(新規)	310円	・料金改定後の通常郵便物「簡易書留」の特殊取扱料金用の切手
350円	(廃止)	・1枚の切手貼付で第一種定形郵便物(25g以内)の「速達」(80円+270円)用の料金を納付できる切手又は高額対応の組合せ用切手として発行していたが、料金改定後の第一種定形郵便物(25g以内)の「速達」料金は350円ではなく、362円(=82円+280円)となるため、高額対応の組合せ用切手としての利用用途に限定されることとなり、これまでの販売枚数が見込めないため廃止。
420円	(廃止)	・通常郵便物「現金書留」(損害要償額1万円まで)や「一般書留」(損害要償額10万円まで)の特殊取扱料金用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止
500円	500円	・高額対応用の切手
1000円	1000円	・高額対応用の切手
23券種	23券種	

郵便業務管理規程の 変更の認可について

平成25年12月6日
総務省

第1 郵便業務管理規程について

1 郵便業務管理規程とは

郵便業務管理規程とは、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第70条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便業務管理規程を定めることになっている。

○郵便業務管理規程に記載する事項（法第70条第2項）

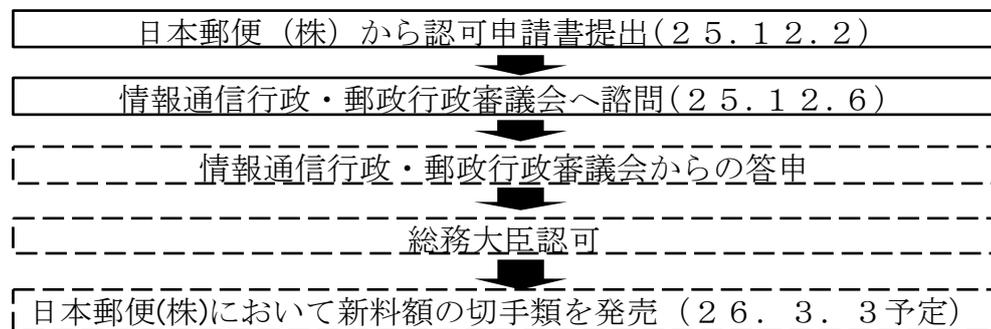
- ①郵便の業務の管理に関する事項
- ②郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受方法
- ③郵便物の配達の方法
- ④上記②③のほか、郵便物の送達の方法
- ⑤総務省令で定める事項
 - ・法第6条の重要な郵便物に関する事項
 - ・郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項

2 総務大臣の認可

郵便業務管理規程の内容は、国民生活・経済に与える影響が大きいためから法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は郵便業務管理規程の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

(1) 郵便切手等の金額の変更

種類	現行の金額	改正後の金額
郵便切手	1、3、5、10、20、30、 50、70、80、90、100、 110、120、130、140、 160、200、270、300、 350、420、500、1,000	<u>1、2</u> 、3、5、10、20、 30、50、 <u>52</u> 、70、 80 、 <u>82</u> 、90、 <u>92</u> 、100、110、 120、130、140、 160 、 200 、 205 、 270 、 280 、 300 、 310 、 350 、 420 、 500、1,000
郵便葉書の料額印面	50	52
郵便書簡の料額印面	60	62
特定封筒の料額印面	350、500	360、510

※郵便切手の欄で下線部分が新規で追加、二重取消線部分が廃止されるもの。

※特定封筒とは、レターパックのこと。

(2) その他所要の経過措置を設ける。

2 変更する理由

平成26年4月1日に消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、郵便料金の変更を行うことから、新たな料金に対応した郵便切手類の発行を行うとともに、旧料額となる郵便切手類や販売枚数が少ない料額の郵便切手類の廃止を行う必要があるため。

3 実施予定期日

平成26年3月3日（月）

4 今回、新たに発行又は廃止する郵便切手等の取扱いについて

	現行	改正	主な用途	審査結果
郵便切手	新規	2円	現行料金と変更料金との差額用切手として発行。 (例) 第一種定形郵便物：80円→82円 90円→92円 ・第二種郵便物：50円→52円	変更内容は、料金変更に伴うものであり、料金納付のための金額として、適切に定められていると認められる。
	新規	52円	料金変更後の第二種郵便物用の切手として発行。現行50円切手は組合せ用として存続。	
	80円	82円	料金変更後の第一種定形郵便物(25g以内)用の切手として発行。現行80円切手は廃止。	
	新規	92円	料金変更後の第一種定形郵便物(25g超50g以内)用の切手として発行。現行90円切手は国際郵便用として存続。	
	160円	廃止	特定記録郵便用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止する。なお、料金変更後の新切手(160円で変わらず)についても販売が見込めないため発行しない。	特定記録郵便は、郵便局差出が前提であり、窓口で料金を現金により支払うことができることから、廃止しても料金納付に支障がないものと認められる。
	200円	205円	料金変更後の第一種定形外郵便物(100g超150g以内)用の切手として発行。現行200円切手は廃止。	変更内容は、料金変更に伴うものであり、料金納付のための金額として、適切に定められていると認められる。
	270円	280円	料金変更後の速達(250g以内)用の切手として発行。現行270円切手は廃止。	
	300円	310円	料額変更後の簡易書留用の切手として発行。現行300円切手は廃止。	
	350円	廃止	第一種定形郵便物(25g以内)の速達用(80円+270円)の切手としていたが、料金変更後の新切手(362円切手(82円+280円))は、販売数が見込めなく、用途が限定されるため、発行をしない。現行350円切手は廃止。	第一種定形郵便物(25g以内)82円切手と速達用280円切手が発行されることから、新切手の発行がなくても料金納付に支障がないものと認められる。
	420円	廃止	現金書留や一般書留用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止し、料額変更後の新切手(430円)は発行しない。	書留は、郵便局差出が前提であり、窓口で料金を現金により支払うことができることから、新切手を発行しなくても料金納付に支障がないものと認められる。
郵便葉書	50	52	料金変更後の郵便葉書として発行。	変更内容は、料金変更に伴うものであり、料金納付のための金額として、適切に定められていると認められる。
郵便書簡	60	62	料金変更後の郵便書簡として発行。	
特定封筒	350 500	360 510	料金変更後の特定封筒として発行。	

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号)	－	従前と同様の取扱いであり変更はない。
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号)	－	同上
一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。(法第70条第3項第3号)	－	同上
郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。(法第70条第3項第4号)	－	同上
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。(法第70条第3項第5号)	－	同上
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。(法第70条第3項第6号)		
郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。(郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第30条第8項第1号)	－	同上
法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切	－	同上

審査基準	審査結果	理由
に定められていること。(同規則第30条第8項第2号)		
郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。(同規則第30条第8項第3号)	適	変更後の郵便切手等の金額の種類は、適切に定められていると認められる。
郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。(同規則第30条第8項第4号)	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。

參考資料

1 切手の主な利用用途（現行・改正ともに23券種）

現行	改正	主な例
1	1	・第三種郵便物の組合せ用の切手
新規	2	・現行の第一種定形郵便物の料金（25g以内80円）と消費税率8%後の料金（82円）との差額用 ・現行の第一種定形郵便物の料金（25g超50g以内90円）と消費税率8%後の料金（92円）との差額用 ・現行の第二種郵便物の料金（50円）と消費税率8%後の料金（52円）との差額用 ・第三種郵便物の組合せ用の切手
3	3	・第三種郵便物の組合せ用の切手
5	5	・現行の第一種定形外郵便物の料金（100g超150g以内200円）と消費税率8%後の料金（205円）との差額用 ・第三種郵便物、第四種郵便物の組合せ用の切手
10	10	・多様な組合せ用の切手 ・現行の速達郵便物の料金（270円）と消費税率8%後の料金（280円）との差額用 ・現行の簡易書留郵便物の料金（300円）と消費税率8%後の料金（310円）との差額用 ・第三種郵便物、第四種郵便物の組合せ用の切手 ・「現金書留」（損害要償額5000円ごとに10円増）用の組合せ用の切手
20	20	・多様な組合せ用の切手
30	30	・多様な組合せ用の切手
50	50	・多様な組合せ用の切手
新規	52	・料金改定後の第二種郵便物の切手
70	70	・国際郵便の航空通常郵便葉書用の切手
80	廃止	・料金改定前の第一種定形郵便物（25g以内）用の切手。料額改定のため廃止
新規	82	・料金改定後の第一種定形郵便物（25g以内）用の切手
90	90	・国際郵便の航空通常定形郵便物（25g以内）第1地帯用の切手
新規	92	・料金改定後の第一種定形郵便物（25g超50g以内）用の切手
100	100	・多様な組合せ用の切手
110	110	・国際郵便の航空通常定形郵便物（25g以内）第2地帯用の切手 ・第四種郵便物（植物種子等（50g超75g以内））用の切手
120	120	・第一種定形外郵便物（50g以内）用の切手
130	130	・国際郵便の航空通常定形郵便物（25g以内）第3地帯用の切手 ・第四種郵便物（植物種子等（75g超100g以内））用の切手
140	140	・第一種定形外郵便物（50g超100g以内）用の切手
160	廃止	・特定記録郵便の特殊取扱料金用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止
200	廃止	・料金改定前の第一種定形外郵便物（100g超150g以内）用の切手。料額改定のため廃止
新規	205	・料金改定後の第一種定形外郵便物（100g超150g以内）用の切手
270	廃止	・料金改定前の郵便物「速達」（250g以内）の特殊取扱料金用の切手。料額改定のため廃止
新規	280	・料金改定後の郵便物「速達」（250g以内）の特殊取扱料金用の切手
300	廃止	・料金改定前の郵便物「簡易書留」の特殊取扱料金用の切手。料額改定のため廃止
新規	310	・料金改定後の郵便物「簡易書留」の特殊取扱料金用の切手
350	廃止	・第一種定形郵便物（25g以内）の「速達」（80円+270円）用の切手又は高額対応の組合せ用切手として発行していたが、料金改定後の第一種定形郵便物（25g以内）の「速達」料金は362円（=82円+280円）となるため、高額対応の組合せ用切手としての利用用途に限定されることとなり、これまでの販売枚数が見込めないため廃止
420	廃止	・郵便物「現金書留」（損害要償額1万円まで）や「一般書留」（損害要償額10万円まで）の特殊取扱料金用の切手としていたが、販売枚数が少ないため廃止
500	500	・高額対応用の切手
1000	1000	・高額対応用の切手

2 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

- 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- 三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- 四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。
- 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 （略）

○郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

（郵便業務管理規程の記載事項）

第二十九条 法第七十条第二項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の重要な郵便物に関する事項
- 二 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下「郵便切手等」という。）に関する事項

（郵便業務管理規程の認可基準）

第三十条 （略）

2～7 （略）

8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。
- 二 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。
- 三 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。
- 四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。